

3001 個人輸入とは

個人輸入について法令上に定義はありません。一般的には「外国の製品を個人で使用することを目的として、海外の通信販売会社、小売店、メーカーなどから、個人が直接購入すること」といわれています。

個人輸入の形態としては、

1. 輸入者自身が購入したい品物を直接、外国の通信販売会社、小売店、メーカーなどに注文して、そこから直接購入する方法
 2. 輸入代行業者に注文して、その代行業者を通じて輸入する方法
- などがあります。

また、海外からの輸送方法については、

1. 国際郵便を利用する方法
 2. 国際宅配便を利用する方法
 3. 一般貨物として、船便又は航空便を利用する方法
- などがあります。

いずれにしても、個人輸入は海外との直接取引ですから、サイズ違い、破損等のトラブルは、自力で処理しなければならないという、リスクを負うことも知っておく必要があります。

また、日本に輸入が禁止されている物や、輸入が規制されている物がありますので、十分に注意して下さい。

なお、貨物・手続きの流れは、[「個人輸入通関手続のご案内」のパンフレット](#)に掲載しています。

[\(参考\) 個人輸入通関手続](#)